

東京都優良マンション登録表示 認定・登録手数料表

東京都優良マンション登録表示制度の申請に関しては、下表に記載された認定料及び登録料が必要となります。

■ 認定料

表-1 新築マンション仮申請時の手数料

(単位:円)※消費税抜きの金額

延べ床面積	(仮申請費)	(本申請費)	(管理規約等の届け)	申請費計
500㎡未満	17,500	11,000	8,500	37,000
500㎡以上 1,000㎡未満				
1,000㎡以上 2,000㎡未満				
2,000㎡以上 10,000㎡未満				
10,000㎡以上 50,000㎡未満	23,500	11,000	8,500	43,000
50,000㎡以上				

表-2 既存マンション初回申請時の手数料

(単位:円)※消費税抜きの金額

延べ床面積	住宅性能評価を受けている建物で 実施基準の条件を満たすもの	住宅性能評価を受けていない建物
500㎡未満	15,000	54,000
500㎡以上 1,000㎡未満		64,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満		68,000
2,000㎡以上 10,000㎡未満		82,000
10,000㎡以上 50,000㎡未満	20,000	144,000
50,000㎡以上		171,000

※既存マンションの認定の登録有効期間が3年を超える場合については、下記の管理規約等届け時の手数料が別途必要となります。

表-3 新築及び既存マンション認定更新申請書・管理規約等届け出時の手数料(単位:円)※消費税抜きの金額

延べ床面積	住宅性能評価を受けている建物で 実施基準の条件を満たすもの	認定の登録有効期間が3年を超える場合の 管理規約等届け出時の手数料
500㎡未満	46,000	8,500
500㎡以上 1,000㎡未満	56,000	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	60,000	
2,000㎡以上 10,000㎡未満	74,000	
10,000㎡以上 50,000㎡未満	129,000	
50,000㎡以上	156,000	

■ 登録料

表-4

(単位:円)※消費税抜きの金額

申請の時期	登録料
新築マンション 仮認定申請時(仮認定+本認定+管理規約)	5,000
新築マンション 更新申請時(更新認定)	2,500
既存マンション 本認定申請時(本認定+管理規約)	4,000
既存マンション 本認定申請時(本認定)	3,500
既存マンション 更新申請時(更新認定)	2,500

- 備考 1. 新築の仮申請時に、仮申請費+本申請費+第1回目の管理規約等届け費及び登録料の合計を手数料として納入して下さい。ただし、当センター以外の認定機関で認定を受けた場合においては、登録料のみ納入して下さい。
2. 新築の更新申請時に、更新申請費及び登録料の合計を手数料として納入して下さい。ただし、当センター以外の認定機関で認定を受けた場合においては、登録料のみ納入して下さい。
3. 前項の手数料を納入後、本申請の申請がない場合もしくは本申請にて認定されない場合は、申請者の申請に基づき、必要な事務経費を控除し手数料の一部を返還します。
4. 認定事項に変更が生じ、変更内容届出が出された場合及びこの手数料表に定めのない場合は、その都度見積により手数料を決定します。